

鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画の改定について

1 要旨・目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく法定計画である第12次鳥獣保護管理事業計画の計画期間が今年度末に満了するため、第13次鳥獣保護管理事業計画（以下「第13次鳥獣計画」という。）に改定することとし、その素案を作成した。

また、同法に基づく任意計画として作成している第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画及び第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、カワウ）管理計画（以下「特定鳥獣管理計画」という。）も計画期間が満了するため、それぞれ改定することとし、次期計画の素案を作成した。

2 現状・背景

本県においては、イノシシやニホンジカ、カワウの生息数の増加や分布域の拡大により農林水産業等への深刻な影響が続いており、また、ツキノワグマの生息域が拡大し、集落への出没が増加しているほか、イノシシの市街地等への出没に伴い人身事故が発生するなど、人間活動との軋轢が増している。

3 素案の概要

(1) 計画期間

- ア 第13次鳥獣計画：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5ヶ年）
- イ 特定鳥獣管理計画：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5ヶ年）

(2) 策定に当たっての考え方

ア 第13次鳥獣計画

環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本指針」に即して、本県の状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な方針や取組などを定める。

イ 特定鳥獣管理計画

生息数（生息地）が増加（拡大）している野生鳥獣について、地域個体群の安定的な維持を図りながら、農林水産業被害などの人間活動との軋轢を解消することを目指し、鳥獣ごとに特定鳥獣管理計画を作成し、個体群管理や被害防除対策などを行う。

(3) 取組の方向

別紙のとおり

(4) 根拠法令

- ア 第13次鳥獣計画：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条
- イ 特定鳥獣管理計画：同法第7条の2

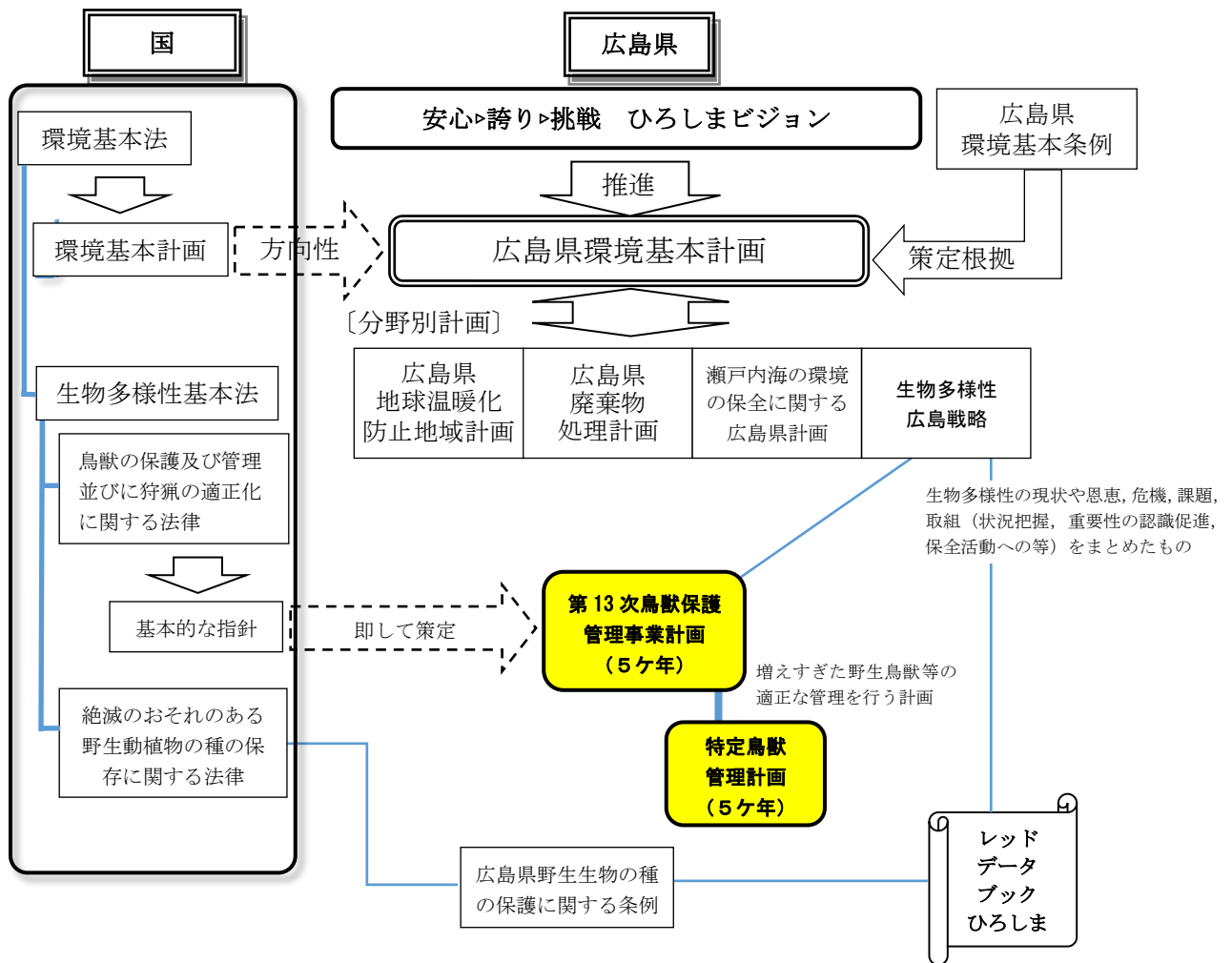
4 スケジュール

年 月	第13次鳥獣計画	特定鳥獣管理計画
令和4年2月	・環境審議会	・関係市町等との協議 ・利害関係人への意見聴取
	・関係機関への意見聴取 ・パブリックコメント	
令和4年3月	・環境審議会 ・告示、大臣への報告	

5 その他（関連情報等）

（1）第13次鳥獣計画及び特定鳥獣管理計画の位置づけ

ひろしまビジョンの環境施策の推進のために策定した広島県環境基本計画の下、生物多様性保全分野の施策実施に係る個別計画である。



（2）レッドデータブックひろしまの更新について

レッドデータブックひろしま2020（第4版）を今年度中に更新し、専門家と連携しながら、生物多様性に関する普及啓発活動や各種事業における環境調査の基礎資料として活用する。

※初版（1995），第2版（2003），第3版（2011）

第 13 次鳥獣保護管理事業計画（素案）の概要について

1 次期計画の概要とポイント

(1) 記載する項目及び内容

環境大臣が定める基本指針において示された計画の記載項目及び内容に基づき、鳥獣保護や銃猟等の規制、捕獲許可基準、実施体制などについて定める。(現計画と同様)

(2) 見直しのポイント

- ・新たに狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域を設定するなど狩猟規制の緩和により、イノシシ、ニホンジカの捕獲促進を図る。
- ・ツキノワグマについて、これまでの個体群維持を主目的とした第一種特定鳥獣保護計画から、個体群を維持する一方で生息域の拡大防止と人身被害等防止を図ることを目的とする第二種特定鳥獣管理計画に改定する。

項目	内容	主 な 変 更 内 容		
		改正(案)	現行	
第一	計画期間	R4. 4. 1 ~ R9. 3. 31	H29. 4. 1 ~ R4. 3. 31	
第二	鳥獣保護区、特別鳥獣保護地区等に関する事項	鳥獣保護区の更新等計画	計画期間中 52 箇所, 39, 194ha 全体 97 箇所, 55, 154ha	計画期間中 45 箇所, 15, 960ha 全体 97 箇所, 57, 349ha
		特別保護地区の再指定計画	計画期間中 7 箇所, 7, 945ha 全体 8 箇所, 7, 962ha	計画期間中 1 箇所, 17ha 全体 8 箇所, 7, 962ha
		狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	一定期間、一般の鳥獣保護区からイノシシ、ニホンジカのみ狩猟可能な区域に移行することを検討し、市町等関係者の意見を聴き、できるだけ早期に実施	—
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	狩猟資源としてのキジの放鳥	野生化訓練した成鳥 1, 000 羽を、生息適地、鳥獣保護区等に放鳥	
第四	鳥獣の捕獲等許可に関する事項	鳥獣の区分と保護管理目的ごとの捕獲許可基準	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣等 学術研究、鳥獣の保護、被害防止、その他特別の事由	
第五	特定猟具使用禁止区域等に関する事項	特定猟具使用禁止区域の再指定計画	計画期間中 16 箇所, 4, 348ha 全体 43 箇所, 34, 589ha	計画期間中 19 箇所, 29, 229ha 全体 43 箇所, 34, 589ha
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	計画の作成の方針目的、対象鳥獣等	ツキノワグマについて、個体群の維持を図る一方、生息域の拡大を防止するため、第二種特定鳥獣管理計画として作成	ツキノワグマについて第一種特定鳥獣保護計画、ニホンジカ、イノシシ、カワウについて第二種特定鳥獣管理計画を作成
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 特定鳥獣の生息調査	
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	鳥獣行政担当職員 鳥獣保護管理員 管理の担いの育成	鳥獣行政職員：配置、研修計画 鳥獣保護管理員：配置、活動、研修計画 管理の担い手：研修計画	
第九	その他	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	野生鳥獣による農林水産業への被害と、生物多様性の保全 大型獣類の市街地出没について	野生鳥獣による農林水産業への被害と生物多様性の保全
		猟法（くくりわな）禁止区域の更新	R4. 11. 1 ~ R4. 10. 31 ※区域変更なし	H29. 11. 1~R4. 10. 31
		感染症への対応	高病原性鳥インフルエンザ 豚熱	高病原性鳥インフルエンザ

第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（第5期）（素案）の概要について

1 現状

(1) 推定生息数及び恒常的生息域

推定生息数は中央値で 1,127 頭となり、安定存続地域個体群の水準（成獣個体数が 800 頭程度以上）まで回復し、恒常的生息域（定着域）は 8,200 km²に拡大した。

調査年度	推定生息数（中央値）	恒常的生息域
平成4年度調査（環境省）	250頭～350頭	
平成10,11年度調査	280頭～680頭（中央値480頭）	5,000km ²
平成16,17年度調査	300頭～740頭（中央値520頭）	7,000km ²
平成21,22年度調査	450頭～1,290頭（中央値870頭）	7,700km ²
平成26,27年度調査	460頭～1,270頭（中央値850頭）	8,000km ²
令和元,2年度調査	767頭～1,946頭（中央値1,307頭→1,127頭）※	8,200km ²

※中央値については、調査終了時以降の10月から年度末までの除去数180頭を差し引いた数（1,127頭）

※推定生息数については、現地調査や解析方法などをより精度の高い手法に改善したため、一律の比較は難しいものの、安定的に回復している。

(2) 目撃、捕獲、人身被害発生件数

目撃数、捕獲数は、平成25年度以降増加傾向にある。大量出没となった令和2年度には県内で4件の人身被害が発生した。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
目撃件数	147 (572)	981 (2579)	143 (496)	764 (1670)	223 (702)	400 (1244)	168 (448)	1,019 (2466)	304 (813)	225 (870)
捕獲頭数	20 (49)	112 (266)	7 (32)	171 (250)	8 (37)	42 (116)	4 (28)	107 (318)	16 (57)	16 (68)
人身被害 件数	1 (1)	5 (5)	0 (0)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (8)	2 (4)	0 (1)
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 ※	
目撃件数	323 (1092)	426 (1365)	379 (1101)	724 (2345)	549 (1392)	465 (1408)	648 (1713)	1219 (2947)	291 (1003)	
捕獲頭数	14 (83)	35 (181)	23 (134)	51 (337)	32 (145)	40 (211)	71 (258)	131 (523)	32 (130)	
人身被害 件数	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (2)	0 (3)	4 (7)	1 (1)	

注1 目撃数、捕獲数及び人身被害の下段（ ）内は3県〔島根・広島・山口〕の合計値

注2 ※：R3の目撃数、捕獲数及び人身事故は9月末現在の値

2 現行計画（第4期 H29.4.1～R3.3.31）の成果と課題

平成15年度に、島根県、山口県と3県共同で第1期特定鳥獣保護計画を作成して以降、生息数が回復し、第4期計画においては当初に危惧された個体群の危機的な状況は脱したと考えられる。その一方、分布域の拡大により、目撃数が増加するなど集落への出没が増加傾向にある。クマレンジャー活動など追い払い、パトロール体制を整備しているものの、人身被害も発生している。

3 次期計画の概要とポイント

島根県、山口県と3県で連携し、これまでの個体数及び分布域の安定的維持と被害防止を目的とする第一種特定鳥獣保護計画*から、個体群の安定的維持と分布域の拡大防止及び被害防止を目的とする第二種特定鳥獣管理計画*に改定する。

年間除去頭数上限目安を135頭（3県合計）に引き上げるとともに、柿の木など誘引物の管理による出没抑制や、捕獲作業時の安全管理対策の徹底、緊急時・追い払いの体制を確保するなど、市町等関係機関と連携して、人身被害の防止に取り組む。

※・第一種特定鳥獣保護計画：生息数（生息地）が著しく減少（縮小）している鳥獣の保護を図る。

・第二種特定鳥獣管理計画：生息数（生息地）が著しく増加（拡大）している鳥獣の管理を図る。

項目	現行計画	次期計画
計画種別	第一種特定鳥獣保護計画	<u>第二種特定鳥獣管理計画</u>
計画の期間	H29.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R9.3.31
保護・管理が行われるべき区域	広島県全域 (島根県・広島県・山口県全域)	(同左)
保護・管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 現在の個体数及び分布域の安定的維持 人身被害防止，農林畜産物被害の軽減 好適環境の回復，奥山への定着化 普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> <u>分布域管理（拡大防止，出没抑制）</u>と個体群の安定的維持（錯誤捕獲防止） <u>人身被害防止</u>，農林畜産物被害の軽減 生息環境の維持，回復，奥山への定着化 普及啓発
個体群管理（数の調整）に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニング管理（保護・緩衝・<u>防除・排除地域</u>） 狩猟禁止（環境大臣） 被害防止を目的とした捕獲の実施 年間除去頭数上限目安 <u>80頭</u>（3県計） 錯誤捕獲防止 わなの適正な設置管理・放獣 くくりわな架設禁止区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニング管理（保護・緩衝・<u>排除地域</u>） 狩猟禁止（環境大臣） 被害防止を目的とした捕獲の実施 年間除去頭数上限目安 <u>135頭</u>（3県計）
被害防除対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 誘引物の管理 生ごみ，柿・栗の木管理，肥料，電気柵 人身被害発生状況の情報収集，対策検討 緊急時の体制整備 追い払い等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> <u>誘引物の管理 柿の木対策（効果検証）</u>， 電気柵，生ごみ・コンポスト管理 人身被害発生状況の情報収集，対策検討 <u>捕獲作業時の安全管理対策</u> <u>緊急時の体制整備</u> <u>追い払い等の体制整備</u>
生息地の保護及び整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 里山林管理 植生の回復，保全 生息地環境・生態等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝地域における緩衝帯の整備 森林環境の維持 生息適地の解明
錯誤捕獲防止	—	<ul style="list-style-type: none"> 錯誤捕獲防止 くくりわな架設禁止区域の設定 はこわなの改良・放獣
普及啓発	関係者（自治体，自然保護団体，動物愛護団体，教育機関等）への普及啓発	一般者，市町担当者，農業従事者，捕獲従事者への普及啓発

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第5期）（素案）の概要について

1 現状

生息数は減少していないと推察され、島しょ部を含む県全体に分布している。
 捕獲数は増加傾向にあり、令和2年度には目標目安値の30,000頭を超えている。
 農業被害額は、平成22年度以降減少し、近年は横ばい傾向であったが、令和元年度以降増加に転じている。また、人身被害が増加している。

年度	H15	H19	H24	H28	H29	H30	R1	R2
推定生息数	信頼できる調査方法が確立していないが、捕獲数を目安とした場合、減少していないと推察される。							
分布	島嶼部を含む県全体に分布している。							
捕獲数（合計）	15,407	13,295	21,806	27,566	25,671	27,092	29,531	33,571
（有害）	6,823	7,400	14,619	19,296	17,917	19,412	20,567	24,997
（狩猟）	8,584	6,525	7,187	8,270	7,754	7,680	8,964	8,574
農業被害額（全体）		848（H22）	543	397	408	389	476	513
（イノシシ）		573（H22）	394	289	302	286	354	358
人身事故件数	資料なし	資料なし	資料なし	3	3	8	5	6
狩猟者数	5,367	6,983	5,421	6,290	6,580	6,603	6,768	6,721

※農業被害額は百万円単位

2 現行計画（第4期 H29.4.1～R3.3.31）の成果と課題

被害防除に関する啓発活動や集落環境改善、侵入防止柵の整備など被害防除対策が進められており、捕獲数も増加傾向にある一方で、農業被害額は高い水準で推移しており、また、人身被害が増加傾向にある。

3 次期計画の概要とポイント

農業被害の軽減と人身被害の防止を目標とし、市町等関係機関と連携して、鳥獣保護区から狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行など狩猟規制の緩和による捕獲促進、加害個体の効果的な捕獲や侵入防止対策、市街地出没に対する研修・普及啓発などの被害防除対策の実施に取り組む。

項目	現行計画（第4期）	次期計画（第5期）
計画の期間	H29.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R9.3.31
管理が行われるべき区域	広島県全域	（同左）
管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害等のイノシシと人間活動との軋轢の軽減を図る。 ・地域個体群の安定的な維持を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の軽減 農業被害額 R1 476百万円→R7 350百万円 ・人身被害の防止
個体群管理（数の調整）に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目標 年間捕獲目標（目安）30,000頭以上 ・措置 *狩猟期間の延長（2月末日まで） *くくりわなの直径に係る規制の解除 *狩猟者の確保、技術向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標 年間捕獲目標（目安）35,000頭以上 ・措置 *狩猟期間の延長（2月末日まで） *くくりわなの直径に係る規制の解除 *鳥獣保護区の狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への一時的移行 *狩猟者の確保、技術向上
生息地の保護及び整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシを里地から排除する環境づくり（餌場や隠れ場等の要因除去） 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシを里地から排除する環境づくり（餌場や隠れ場等の要因除去） ・市街地への出没抑制のため、誘引物の適切な管理、藪の刈り払い
被害防除対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善・侵入防止対策・加害個体の捕獲 ・市町の被害防止計画に基づく施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善・侵入防止対策・加害個体の捕獲 ・市町の被害防止計画に基づく施策の推進 ・市街地出没に対する研修・普及啓発

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第5期）（素案）の概要について

1 現状

生息数は増加傾向にあり，県中央部から周辺へ分布が拡大している。

捕獲数は増加傾向にある。

農業被害額は，平成22年度以降減少し，近年は横ばい傾向であったが，令和元年度以降増加に転じている。

年度	H15	H19	H24	H28	H29	H30	R1	R2
推定生息数	13,091	21,746	34,752	41,533	43,338	46,705	50,064	51,399
分布	県中央部から周辺へ分布が拡大している。							
捕獲数（合計）	2,071	3,332	7,818	9,698	10,691	9,616	10,550	13,260
（有害）	1,197	2,185	4,924	6,831	7,092	6,685	7,216	9,293
（狩猟）		1,147	2,894	2,850	3,590	2,922	3,334	3,967
農業被害額（全体）		848 (H22)	543	397	408	389	476	513
（シカ）		70 (H22)	48	35	33	42	44	53
狩猟者数	5,367	6,983	5,421	6,290	6,580	6,603	6,768	6,721

※農業被害額は百万円単位

2 現行計画（第4期 H29.4.1～R3.3.31）の成果と課題

被害防除に関する啓発活動や集落環境改善，侵入防止柵の整備など被害防除対策が進められており，捕獲数は増加傾向にある一方で，農業被害額は高い水準で推移しており，また，再造林の増加に伴う林業被害増加の懸念がある。

3 次期計画の概要とポイント

農業被害の軽減と林業被害防除対策の確立を目標とし，市町等関係機関と連携して，鳥獣保護区から狩猟鳥獣（イノシシ，ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行など狩猟規制の緩和による捕獲促進，加害個体の効果的な捕獲，侵入防止対策，再造林地の防除対策に取り組む。

項目	現行計画（第4期）	次期計画（第5期）
計画の期間	H29.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R9.3.31
管理が行われるべき区域	広島県全域（島しょ部を除く）	広島県全域（廿日市市宮島町を除く）
管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 農林業被害を社会的な許容範囲内に抑える。 地域個体群の安定的な維持 	<ul style="list-style-type: none"> 農業被害の軽減 農業被害額 R1 476 百万円→R7 350 百万円 再造林に伴う林業被害の防除対策等の確立
個体群管理（数の調整）に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 目標 モニタリング調査に基づき年度別事業実施計画を作成し，捕獲目標などを設定 措置 * 狩猟期間の延長（2月末日まで） * 狩猟での捕獲数制限の解除 * くくりわなの直径に係る規制の解除 * 必要に応じ指定管理鳥獣捕獲等事業実施 * 狩猟者の確保，技術向上 	<ul style="list-style-type: none"> 目標 年間捕獲目標（目安）15,600 頭以上 措置 * 狩猟期間の延長（2月末日まで） * 狩猟での捕獲数制限の解除 * くくりわなの直径に係る規制の解除 * 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（イノシシ，ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への一時的移行 * 必要に応じ指定管理鳥獣捕獲等事業実施 * 狩猟者の確保，技術向上
生息地の保護及び整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 餌源対策 自然植生の保護方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 餌源対策 自然植生の保護方策の検討
被害防除対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境改善・侵入防止対策・加害個体の捕獲 市町の被害防止計画に基づく施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による広島県ニホンジカ被害対策基本方針に沿った対策の実施 環境改善・侵入防止対策・加害個体の捕獲 市町の被害防止計画に基づく施策の推進 再造林地の防除対策・捕獲技術の確立

第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画（第2期）（素案）の概要について

1 現状

県内の生息数は、各調査時期とも増加傾向にあり、また県内全体にねぐら・コロニーが分布する。

捕獲数は増加し、また、漁業被害額は増加している。（漁業被害額は、1個体あたりの被害額から算定）

年度	H28			H30			R2		
調査時期	5月	7月	12月	5月	7月	12月	5月	7月	12月
生息調査結果	2,894	2,222	4,411	3,183	2,789	4,628	3,918	3,337	7,526
分布	県内全域にねぐら・コロニーを形成している。								
捕獲数（合計）	747			827			1,224		
（有害）	694			683			1,052		
（狩猟他）	53			144			172		
推定漁業被害額（千円）									
（全体）	161,000			—			236,000		
（内水面）	69,000			—			110,000		
（海面）	92,000			—			126,000		

2 現行計画（第1期 H29.4.1~R3.3.31）の成果と課題

銃器による捕獲数は増加傾向にあり、卵の不活性化による繁殖抑制（ドライアイス法）を検証したところ一定の効果が認められ、また、漁業関係者による被害地における追い払いなど被害防除対策により着水数の減少傾向が見られる一方で、県外からの移入個体の影響もあり生息数は増加し、これに伴い、被害額も増加している。

3 次期計画の概要とポイント

漁業被害の低減を目標とし、市町等関係機関と連携して、一部地域で成果を上げている銃器捕獲や検証効果が認められる繁殖抑制の展開による生息数の低減や、飛来防止・着水防止などの被害防除対策の実施に取り組む。

項目	現行計画（第1期）	次期計画（第2期）
計画の期間	H29.4.1~R4.3.31	R4.4.1~R9.3.31
管理が行われるべき区域	広島県全域	広島県全域
管理の目標	被害を与えるカワウの個体数を減少させるとともに、被害額を半減させる	<u>令和3年度の被害額から3割以上減少させ、当該目標を達成後、被害額を半減させる</u>
個体群管理（数の調整）に関する事項	モニタリング調査に基づき管理ユニットごとに年度別事業実施計画を作成し、捕獲目標などを設定 ・分布域の管理（テープ張り） ・大規模コロニーにおける捕獲等手法の検討（シャープシューティング※、繁殖抑制（ドライアイス法）の検証） ・モニタリング調査	モニタリング調査に基づき管理ユニットごとに年度別事業実施計画を作成し、捕獲目標などを設定 ・分布域の管理（テープ張り（ドローンの活用）） ・大規模コロニーにおける捕獲等（シャープシューティング※の実施の検討、 <u>銃器捕獲の展開、繁殖抑制（ドライアイス法）の展開</u> ・モニタリング調査
生息地の保護及び整備に関する事項	・魚類の避難場所の設置 ・植生の維持管理	・魚類の避難場所の設置 ・植生の維持管理
被害防除対策に関する事項	・飛来防止（追い払い） ・着水防止（テグス張り） ・放流方法の工夫 ・銃器捕獲 ・飛来数調査、胃の内容物調査による被害状況の把握	・飛来防止（追い払い） ・着水防止（テグス張り） ・放流方法の工夫 ・ <u>銃器捕獲の展開</u> ・飛来数調査、胃の内容物調査による被害状況の把握

※シャープシューティング：大規模コロニーにおいて、専門性を有する射手が消音機能付き銃器により群れの分散を防止しながら行う捕獲